

青森県気候変動適応取組方針の概要

はじめに

地球温暖化対策として
「適応」(気候変動による被害の回避・軽減)
「緩和」(温室効果ガス排出抑制) } 併せて推進

第1章 取組方針策定の背景

- 「気候変動」とは
- 地球温暖化のメカニズム
- 「緩和」と「適応」
- 気候変動対策の動向

第3章 本県の気候の現状と将来予測

1. 気温の変化

(現状)

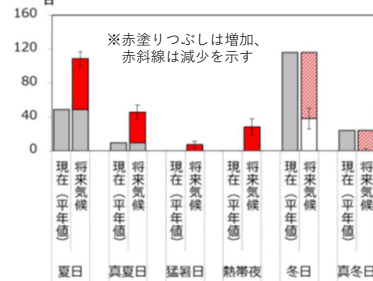
・年平均気温 → 100年あたり1.9度上昇(青森市)

(将来予測)

・年平均気温 → 現在気候の年々変動の標準偏差を超える大きな増加が見られる

・階級別日数の変化

夏 日: 60日程度増加
真夏日: 36日程度増加
冬 日: 80日程度減少
真冬日: ほとんど
みられない



2. 降水量の変化

(現状)

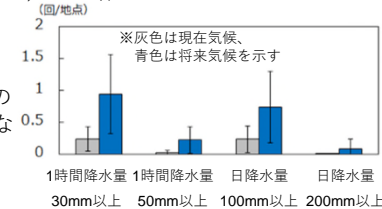
・短時間降雨及び大雨の発生回数

1時間降水量(30mm以上) → 増加傾向あり
日降雨量(100mm以上) → 増加しているとみられる

(将来予測)

・短時間降雨及び大雨の発生回数

→ 現在気候の年々変動の標準偏差を超える大きな増加が見られる



3. 降雪の深さと最深積雪の変化

(現状)

・降雪の深さの合計値 → 長期変化は見られない
・最深積雪の変化 → 一部で減少傾向

(将来予測)

・降雪の深さの合計値及び最深積雪が減少するとみられる
・内陸部でたまに発生する極端な降雪の頻度が增大する研究結果もある

第2章 取組方針の基本的事項

- 策定の意義
 - 強靱で持続可能な社会の構築を目指す
 - 適応策の推進及び今後の施策に適応の考え方を組み込んでいく契機とする
- 取組方針の位置付け
 - 気候変動適応法第12条に規定する「地域気候変動適応計画」
- 取組期間
 - 令和3~7年度
- 取組方針の進め方
 - 気候変動影響の現状把握と将来予測
 - 適応策の検討・実施
 - 進行管理(取組状況の把握)

第4章 本県における適応策

国の気候変動適応計画等を踏まえ、本県で気候変動の影響が既に生じている項目もしくは今後影響が生じると考えられる項目について、その影響の回避・軽減に向けた適応策として、県の現在の取組と今後の方向性を取りまとめ。

分野ごとの気候変動の影響と適応策(主なもの)

※7分野、38小項目

No.	分野	小項目	気候変動の影響 (○:現状、●:将来)	適応策 (◇:既存施策、◆:今後の方向性)
1	農業・林業・水産業 (12小項目)	水稻	○夏季高温による胴割米の発生	◇高温耐性品種の開発
		野菜	○集中豪雨によるハウス等への浸水等による生育不良や品質低下の発生	◆営農活動で可能な排水対策技術の開発
		果樹	○気温上昇によるリンゴの日焼け果の発生	◇早期適正着果・適切な葉摘みの実施
		病害虫・雑草	○低温寡照によるいもち病や高温性病害虫の多発	◆病害抵抗性品種の開発拡大・新たな防除技術の開発拡大
		木材生産(人工林等)	○森林病害虫被害の発生(松くい虫被害)	◇本県に適した優良品種・マツ材線虫病抵抗性品種及び育種技術の開発
		回遊性魚介類	○産卵場の水温変化によるスルメイカの漁獲量の減少	◇スルメイカの代替魚種としてのアカイカの効率的な漁場探査手法の開発
		増養殖等	●水温上昇によるホタテガイの沖側深水深帯でしか養殖できなくなる可能性 ●水温上昇による水質悪化の可能性	◇高水温時のホタテガイ養殖作業(稚貝分散や入替作業など)の改善 ◇公共用水域の水質調査
2	水環境・水資源 (4小項目)	湖沼・ダム等		
3	自然生態系 (10小項目)	野生鳥獣	○ニホンジカなど指定管理鳥獣の目撃数の増加	◆第二種特定鳥獣管理計画に基づく順応的管理の推進等
4	自然災害・沿岸域 (4小項目)	(共通)	(自然災害全般)	◇青森県地域防災計画に基づく各種訓練の実施による関係機関との連携強化 ◇青森県国土強靱化地域計画に基づく自然災害の回避のための施設整備や防災対策
5	健康 (3小項目)	熱中症等 節足動物媒介感染症	○熱中症による救急搬送者件数の増加 ○デング熱を媒介するヒトスジシマカの生息域北限の北上	◇県立学校の普通教室等への冷房設備等設置 ◇県ホームページでのデング熱に関する情報提供
6	産業・経済活動 (2小項目)	エネルギー需給	○台風・集中豪雨等の自然災害を起因とした大規模停電の発生	◇非常時における電源供給に対応した自立分散型エネルギーシステムの導入促進
		レジャー	○自然災害の発生	◇観光ウェブサイト等を活用した災害情報の発信
7	国民生活・都市生活 (3小項目)	水道、交通等	○記録的な豪雨による地下浸透、停電等の発生	◇浸水対策、停電対策を含めた、計画的な水道施設の強靱化
		県民、事業者等への普及啓発	(適応に関する普及啓発が必要)	◇県民向け普及啓発パンフレットの作成・配布、イベントの実施 ◇市町村向け適応セミナーの実施

第5章 取組方針の推進体制

1. 取組方針の進行管理体制

- 適応策の取組状況を毎年度把握
- 青森県地球温暖化対策推進協議会で共有
- あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部において部局横断的な取組を推進

2. 取組方針の実施体制

- もったいない・あおもり県民運動推進会議や、国・市町村等との連携・協力により推進